

只見町地域活動支援センター事業実施業務委託 仕様書

この仕様書は、只見町（以下「委託者」という。）が委託する只見町地域活動支援センター（以下「センター」という。）事業の実施業務に関して、受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項及び第2項に規定する障がい者等（以下、「障がい者等」という。）が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 委託料の支払い方法

委託料の支払いは、当該年度の委託金額を受託者の希望に応じて前金2回の分割払いとし、年度末に実績報告を行い、余剰金が発生した場合は町に返納すること。

4 事業実施場所

只見町社会福祉活動センター「やまびこ」において実施するものとする。

住 所 只見町大字長浜字唱平 60 番地

建物の延床面積 572 m²

5 人員配置

（1）職員は2名以上を配置し、うち1名は専従者とし、かつ1名以上を常勤とすること。なお職員は次の各号のいずれにも該当すること。

- ① 障がい者等に理解があり、利用者のセンター利用を適切に支援する知識・能力を有する者であること。
- ② 受託者と雇用契約を締結した者であること。

（2）施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

6 事業の実施日等

（1）センターの開所日は、原則週5日（祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）とする。

なお、活動内容等によりやむを得ず開所又は閉所する場合は、事前に利用者等に周知すること。

- (2) センターの開所時間は、9時から17時を基本とするが、活動内容等に変動することは可能とする。

7 利用人数及び対象者

- (1) センターの利用人数は、1日当たりの実利用人員は概ね10人以上とする。
- (2) センターを利用できるのは只見町に住所を有し、かつ現に居住する障がい者等であって、事業の利用が必要であると認められた者とする。
- ただし、委託者が特に必要と認めるときは、只見町に住所を有すること、又は現に居住することを要しない。

8 利用者登録

受託者は、新規に利用を希望する障がい者等又はその家族からの申請に基づき、利用者登録を行うものとする。また、その登録状況については、四半期毎に登録者名簿を作成し委託者に提出するものとする。

9 利用料

利用者の負担は、無料とする。ただし、創作的活動等における材料費等については、実費負担とする。

また、町外の利用者については、利用実績に伴い援護の実施市町村へ毎月利用料を請求する。

10 業務内容

受託者は、下記の基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅢ型事業を実施するものとする。

- (1) 創作的活動
- 障がい者等へ、創作活動の場を提供する。
- (例) 書道、絵画、音楽など利用者が参加しやすいもの
- (2) 生産活動
- 障がい者が主体的、意欲的に取り組めるよう作業内容等を指導する。
- (3) 社会との交流の促進
- 地域イベント等に参加し、住民との交流を図る